

宮城県観光振興財源検討会議

報告書

(案)

令和 2 年 1 月

宮城県観光振興財源検討会議

目 次

1	はじめに	1
2	宮城県の観光の現状と課題	2
	(1) 観光の現状	2
	(2) 宮城県の観光振興に関する課題	10
3	宮城県の観光振興施策	13
	(1) これまでの取組	13
	(2) 観光振興施策の方向性と取組イメージ	14
	(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	17
4	新たな財源確保策の在り方	21
	(1) 観光振興施策の財源を検討する必要性	21
	(2) 財源確保を行う理由	21
	(3) 他自治体における財源確保の事例	23
	(4) 財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取	25
	(5) 観光振興財源の確保策	27
5	財源確保策の制度設計	30
	(1) 納税義務者の検討	30
	(2) 免税点及び課税免除の検討	30
	(3) 税率の検討	31
	(4) 徴収方法等の検討	33
	(5) 制度の在り方の検討	34
6	おわりに	35
	(参考) 検討会議について	36

1 はじめに

人口減少や少子高齢化がますます本格化している中、宮城県が平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興を成し遂げ、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するためには、交流人口を拡大し、経済や雇用への効果が期待される観光産業が極めて重要な鍵を握っている。

また、民営化した仙台空港の航空路線拡充や三陸縦貫自動車道等の整備、北海道新幹線の新函館北斗駅開業、北陸新幹線の金沢駅開業など、交通基盤の充実により、観光客の行動範囲が一層拡大するとともに、東北のゲートウェイとしての宮城県の役割が年々増してきている。

宮城県においては、これまで、観光の復興・再生に重点的に取り組んできた結果、県全体の観光客入込数は震災前を大きく上回ったが、沿岸部などの一部の地域では、震災前の約 9 割の回復に留まっている。

一方で、世界に目を向けると、国際観光客数が増加傾向にあり、我が国においても 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、訪日外国人観光客数が急激に増加している中、東北地方においては、他地域に比べシェアが低い状況である。

このため、宮城県においては、ここ数年、国の東北観光復興対策交付金等を活用しながら、観光資源の磨き上げや受入環境の整備を図り、宮城県に国内外から多くの観光客を呼び込み、交流人口の拡大を目指して取り組んできた。その結果、宮城県の外国人延べ宿泊者数は、震災前の水準を上回って、近年、大きく伸びており、平成 30 年は 36.4 万人と東北の中で最も多くなったところである。

しかしながら、宮城県の観光振興予算の約 7 割を占めるこうした震災対応予算は、復興の進捗に伴い、今後、縮小又は終了が見込まれている。

こうした国の東北観光復興対策交付金等の動向を踏まえるとともに、引き続き、観光需要の増加に向けた取組の充実が必要であることから、観光振興施策のための安定的な財源確保策を検討することが求められている。

このような中で、平成 30 年 7 月、「宮城県観光振興財源検討会議」が設置され、同年 10 月 31 日に、観光振興に係る施策を実施するための財源の在り方に関する重要事項の調査審議について、宮城県知事から諮問されたところである。

本検討会議では、宮城県の観光の現状を踏まえ、観光・経済関係団体及びホテル・旅館・交通等の事業者や市町村などの関係者から、観光振興に向けて必要な施策に関するヒアリングを実施し、そこから見えてきた課題等を整理し、観光振興施策の今後の方向性や事業規模について議論した。その上で、観光振興財源の比較検討を行い、財源確保の在り方などについて議論を重ね、今般、最終報告としてとりまとめを行ったものである。

2 宮城県の観光の現状と課題

(1) 観光の現状

① 観光を取り巻く状況

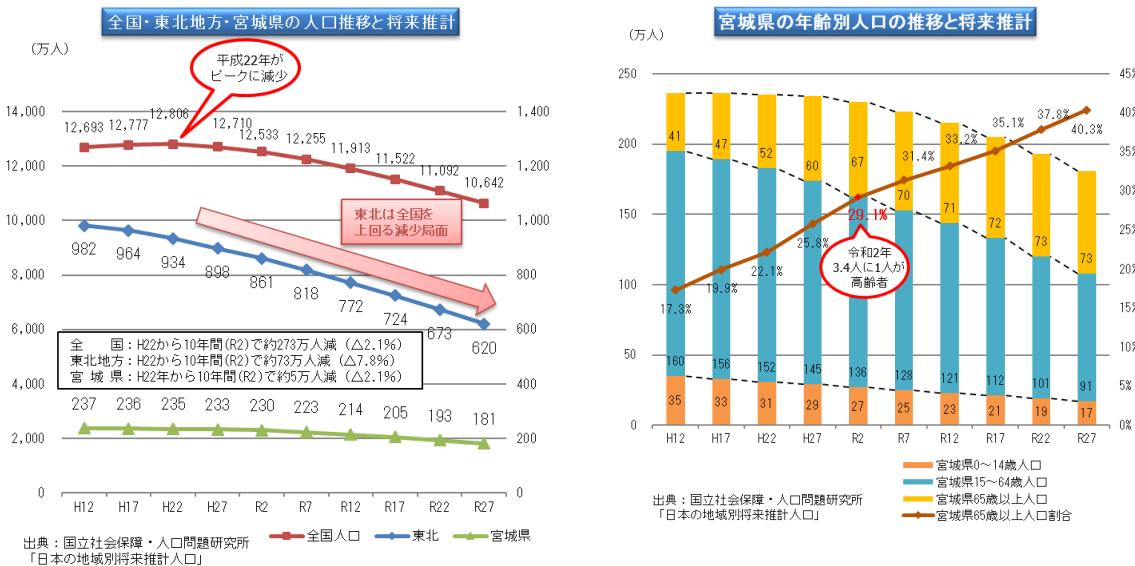
イ 人口の減少・高齢化の本格化

日本全国の人口は平成 22 年をピークとして減少に転じており、10 年間で約 273 万人減 ($\triangle 2.1\%$) と推計されている。また、東北地方の人口は、平成 22 年から 10 年間で約 73 万人減 ($\triangle 7.8\%$) と推計されており、全国を上回る減少局面にある。

なお、宮城県の人口は平成 22 年から 10 年間で約 5 万人減 ($\triangle 2.1\%$)、さらには、令和 2 年から 25 年間で約 50 万人減 ($\triangle 21.3\%$) と推計されている。

全国的に人口減少と並行して高齢化が進行しており、令和 2 年には、宮城県では 3.4 人に 1 人が高齢者になると推計されている。

今後は、急激な人口減少と少子高齢化に伴う労働人口の減少や消費の縮小等により、経済活動の規模縮小が懸念される。



□ 政府目標（明日の日本を支える観光ビジョン）

このような中で、政府も観光を我が国の基幹産業へと成長させ「地方創生」への切り札とすべく、国を挙げて取り組んでおり、「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、高い政府目標を掲げている。

訪日外国人旅行者数については、2020 年に 2015 年の約 2 倍となる 4,000 万人、2030 年には 2015 年の約 3 倍となる 6,000 万人を目指すとしており、訪日外国人旅行消費額は 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円を目標としている。

新たな目標値について

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- (2012年) (2015年)
・訪日外国人旅行者数は、**2倍増の約2000万人**に 836万人 ⇒ 1974万人
・訪日外国人旅行消費額は、**3倍増の約3.5兆円**に 1兆846億円 ⇒ 3兆4771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数	2020年： 4,000万人 (2015年の約2倍)	2030年： 6,000万人 (2015年の約3倍)
訪日外国人旅行消費額	2020年： 8兆円 (2015年の2倍超)	2030年： 15兆円 (2015年の4倍超)
地方部での外国人延泊宿泊者数	2020年： 7,000万人泊 (2015年の3倍弱)	2030年： 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)
外国人リピーター数	2020年： 2,400万人 (2015年の約2倍)	2030年： 3,600万人 (2015年の約3倍)
日本人国内旅行消費額	2020年： 21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)	2030年： 22兆円 (最近5年間の平均から約10%増)

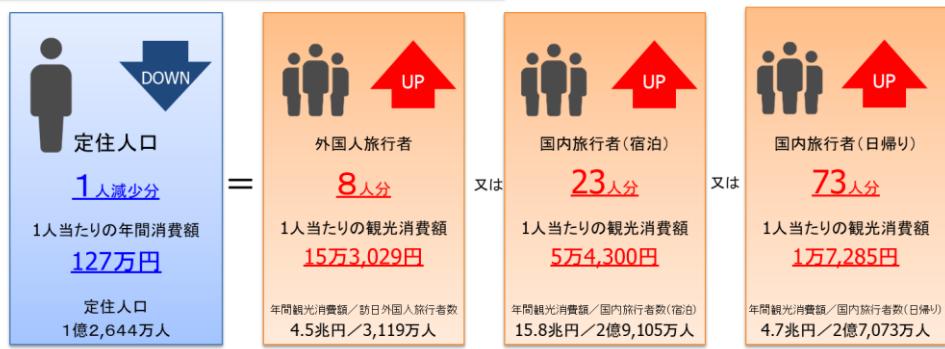
出典：明日の日本を支える観光ビジョン

ハ 交流人口の拡大の重要性

定住人口の減少に伴う地域内消費の減少による経済規模の縮小が懸念される中で、地方創生を果たしていくためには、交流人口の拡大により、地域内消費額の拡大しようとする場合、1人当たりの年間消費額127万円を旅行者の観光消費に換算すると、外国人旅行者8人分、国内旅行者の宿泊客23人分、同じく日帰り客だと73人分に相当する。

国内旅行者では日帰り客よりも宿泊客、さらに、国内旅行者よりも外国人旅行者の方が一人当たりの観光消費額が高いことから、より消費単価の高い観光客を多く呼び込み、観光消費額を高めることが、地域経済を活性化させる上で効果的である。

定住人口の減少を交流人口でカバーする場合の試算

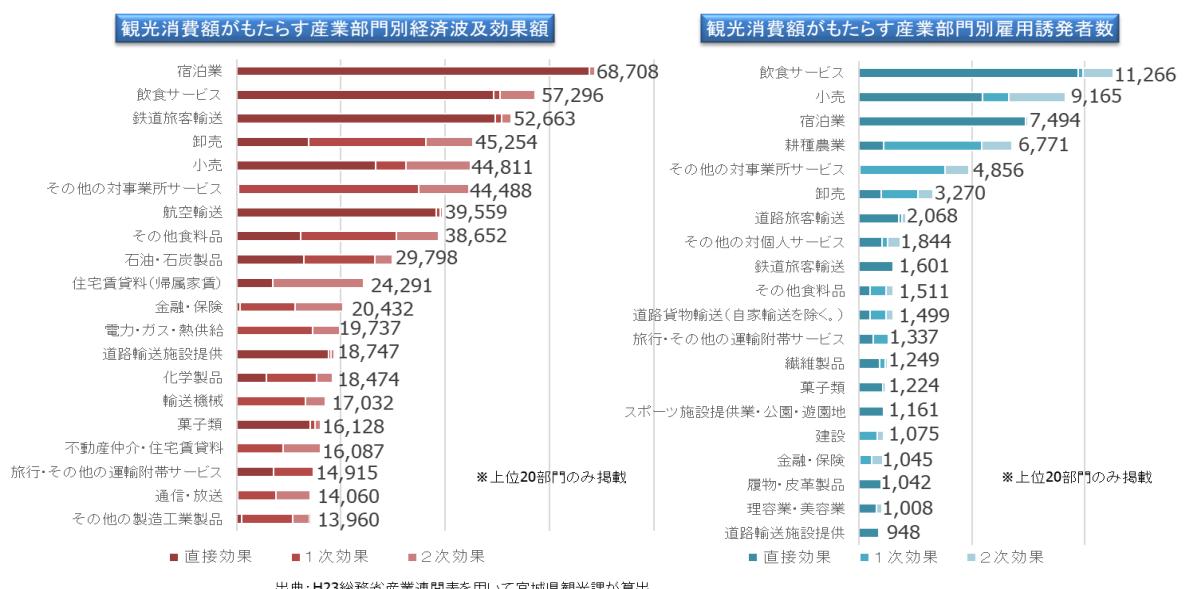
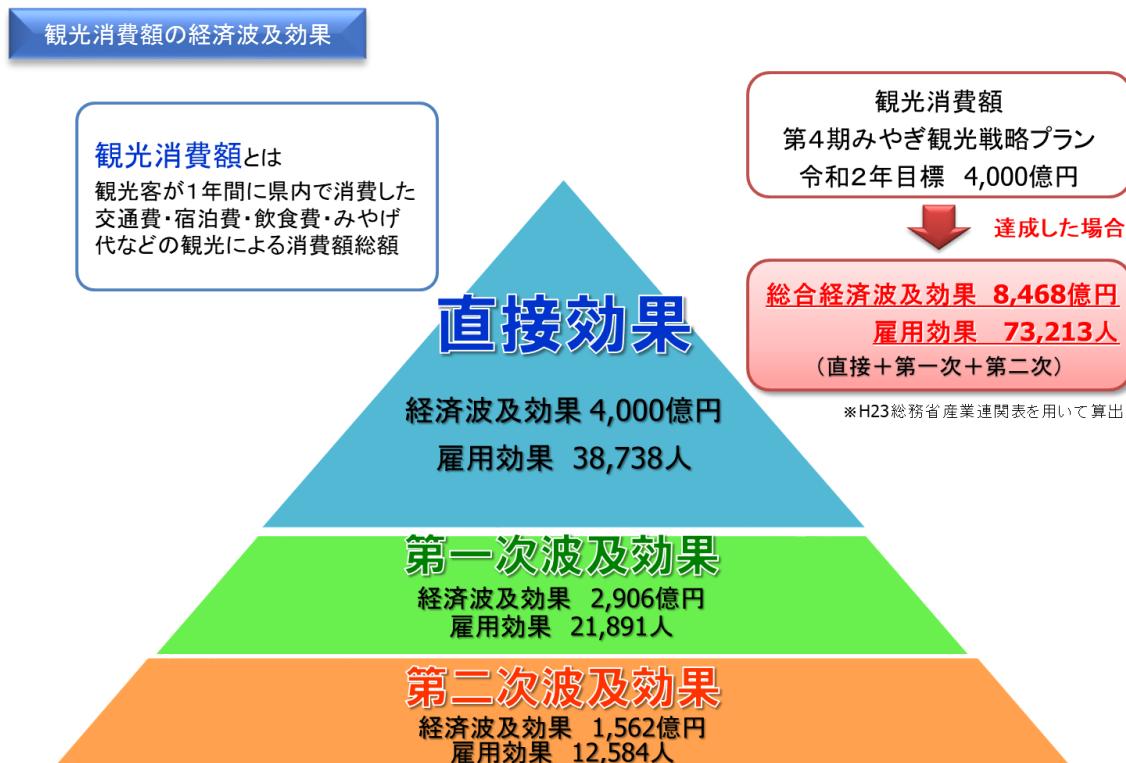


出典：平成30年総務省人口推計、平成30年家計調査年報、平成30年訪日外国人消費動向調査、平成30年旅行・観光消費動向調査、平成30年JNTO訪日外客数から作成した観光庁資料

二　観光消費額の経済波及効果

観光産業は非常に裾野の広い産業であり、その経済波及効果は非常に大きいことから、観光の果たすべき役割と重要性は非常に大きい。

宮城県では「第4期みやぎ観光戦略プラン」において、令和2年の目標値である観光消費額4,000億円を達成した場合の第一次波及効果、第二次波及効果を含めた経済波及効果は8,468億円、雇用効果は73,213人と試算されている。



木 訪日外国人旅行消費額の伸び

訪日外国人旅行消費額の推移を見ると、2012年には1.1兆円だったが、6年後の2018年には約4倍の4.5兆円に伸びている。

2018年の訪日外国人旅行消費額4.5兆円と日本の製品別輸出額の規模感を比較してみると、自動車の12.3兆円に次いで2番目の規模感であり、観光は既に日本の主要輸出産業と肩を並べる存在になっていると言える。

訪日外国人旅行消費額の推移	
年	訪日外国人旅行消費額
2012年 (平成24年)	1.1兆円
2013年 (平成25年)	1.4兆円
2014年 (平成26年)	2.0兆円
2015年 (平成27年)	3.5兆円
2016年 (平成28年)	3.7兆円
2017年 (平成29年)	4.4兆円
2018年 (平成30年)	4.5兆円

出典：観光庁 訪日外国人消費動向調査



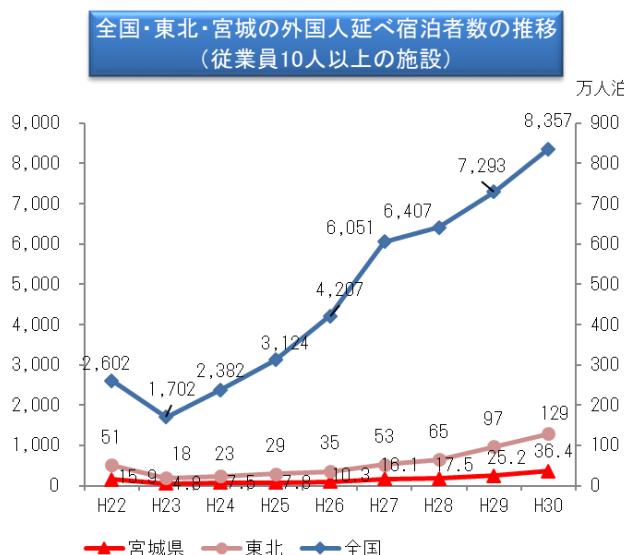
出典：令和元年版 観光庁 観光白書

② 東北地方・宮城県の観光客入込数等の状況

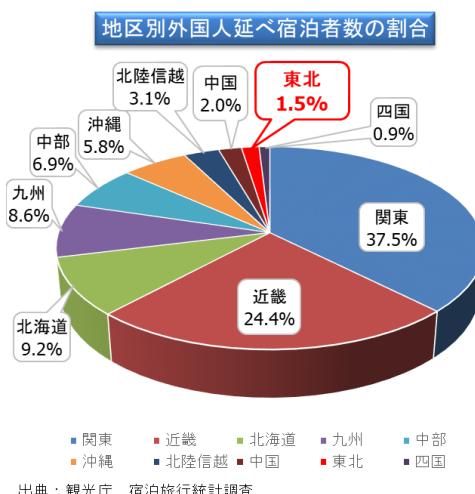
イ 東北地方の外国人宿泊者数

全国の平成30年の外国人延べ宿泊者数は、8,357万人（震災前の約3.2倍）と大きく伸びている。

東北地方も129万人（震災前の約2.5倍）と伸びているものの、そのシェアは全国の1.5%の割合に留まっている。



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

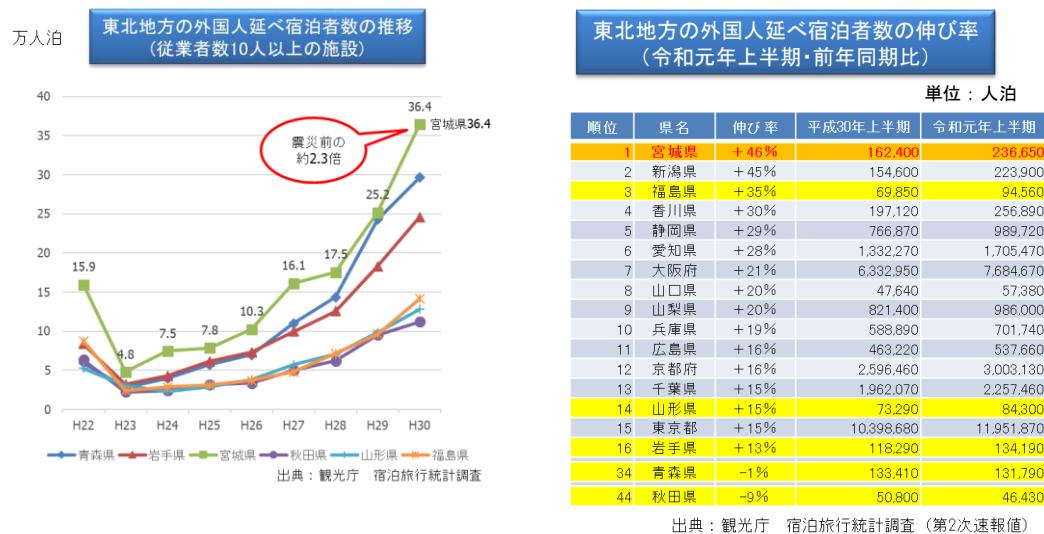


出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

□ 宮城県の外国人宿泊者数

宮城県の外国人延べ宿泊者数は、震災前の水準を上回って近年大きく伸びており、平成 30 年は 36.4 万人泊（震災前の約 2.3 倍）と東北の中では最も多く外国人が訪れている。

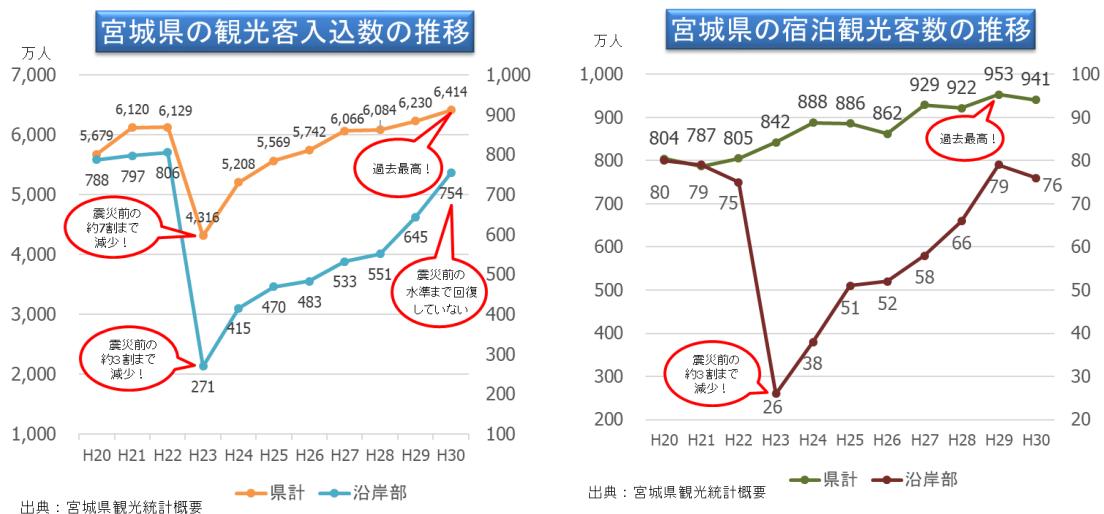
令和元年上半期における宮城県の外国人延べ宿泊者数は、約 23.7 万人泊となっており、前年同期比では、全国で最も高い伸びとなっている。



ハ 宮城県の観光客入込数・宿泊観光客数

宮城県の平成 30 年の観光客入込数は 6,414 万人であり、同じく宿泊観光客数は 941 万人で、県全体では震災前の水準を超え、順調に伸びている。

沿岸部においては、観光客入込数及び宿泊観光客数ともに震災により震災前の約 3 割まで減少し、その後は順調な回復を見せつつも、震災前の水準まで回復していない。



③ 宮城県の一般会計予算

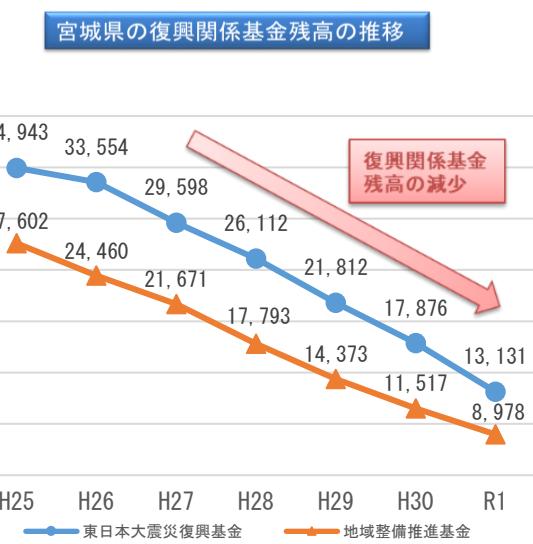
宮城県の一般会計予算額は、震災前は年間8,000億円台で推移し、震災対応事業により倍増したものの、震災対応予算は復興の進展とともに縮小傾向にある。

今後の財政状況については、2025年にいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）に達することによる社会保障関係経費の急増や、老朽化した施設の更新時期の到来等により、財政を圧迫することが懸念されている。

震災対応予算のうち復興関係基金は、残高が年々減少しており、今後の活用は限定的と考えられる。



出典：宮城県作成



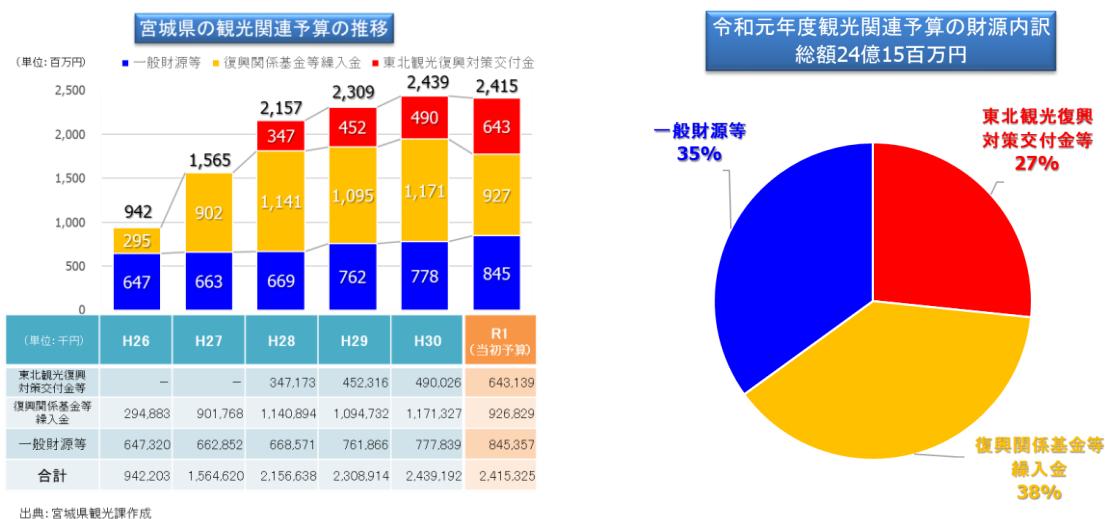
出典：宮城県作成

④ 宮城県の観光関連予算の推移と内訳

イ 予算の推移と財源内訳

宮城県の観光関連予算は、震災後、震災対応予算により大幅に増加し、令和元年度は当初予算額で約 24 億 1,533 万円であり、その財源の内訳は、東北観光復興対策交付金等が 27%，復興関係基金等が 38% と全体の約 7 割を占めている。

東北観光復興対策交付金等については、令和 2 年度での終了が見込まれており、復興関係基金についても、残高が年々減少していることから、一般財源等以外の財源を安定的かつ継続的に確保していくことは困難な状況と考えられる。

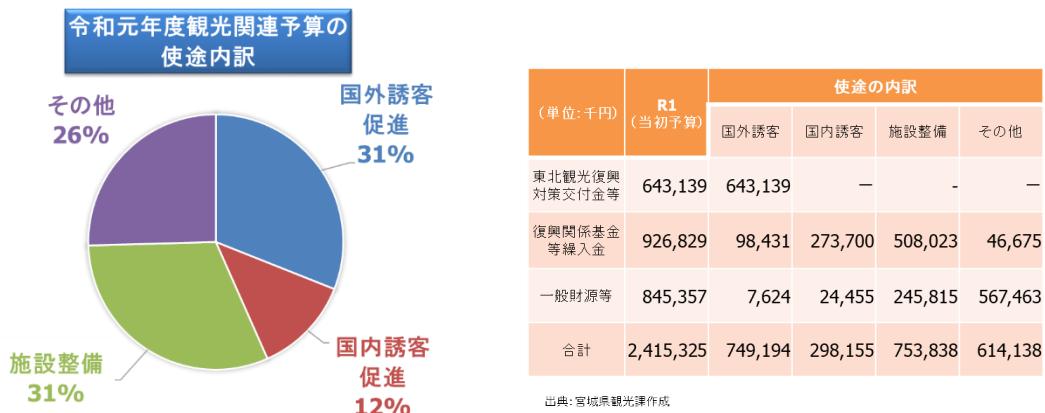


出典:宮城県観光課作成

ロ 用途内訳

令和元年度の観光関連予算の用途内訳を見ると、国外誘客促進が 31%，国内誘客促進が 12%，施設整備が 31%，その他が 26% となっている。

東北観光復興対策交付金等は、その用途の全てが国外誘客事業に、復興関係基金等は、国外誘客や国内誘客、施設整備、その他の事業に幅広く使われている。



⑤ 震災対応予算を活用した主な事業

東北観光復興対策交付金等や復興関係基金等の震災対応予算の使途は、国内外の誘客促進のための観光資源発掘・磨き上げや受入態勢整備、施設整備など多岐に渡っている。

これらの事業は、近年の宮城県の観光客入込数や訪日外国人旅行者数の順調な伸びなどの成果を上げている観光振興施策の中心となっていることから、今後の事業の必要性やその財源の在り方について、十分に検討する必要がある。

■東北観光復興対策交付金を活用した事業		(単位:千円)
インバウンド(訪日外国人)誘客促進		
仙台・松島復興観光拠点都市圏事業	126,000	
先進的インバウンド促進事業	97,000	
他県連携等による外国人観光客誘致促進事業	84,399	
欧米豪を対象とした長期滞在型観光プロモーション事業	72,000	
みやぎデジタルマーケティング推進事業	70,000	
東北連携による外国人観光客誘致促進事業	64,700	
国際トレイル誘客事業	30,000	
二次交通利用拡大事業	30,000	
宮城オルレ推進事業	31,820	
香港等からの観光客誘客促進事業	17,500	
訪日教育旅行誘致促進事業	4,500	

出典:宮城県観光課作成(令和元年度当初予算ベース)

■復興関係基金等を活用した事業		(単位:千円)
インバウンド(訪日外国人)誘客促進		
外国人観光客受入環境整備促進事業	22,100	
外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	12,000	
国内誘客促進		
通年観光キャンペーン事業	220,000	
県外観光客支援事業	32,500	
沿岸部教育旅行等受入拡大事業	16,600	
施設整備		
沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業	401,000	
みやぎ観光戦略受入基盤整備事業	127,200	
観光施設再生・立地支援事業	30,000	
その他		
風評被害等観光客実態調査事業費	7,252	

出典:宮城県観光課作成(令和元年度当初予算ベース)

(2) 宮城県の観光振興に関する課題

① 観光関係者からの意見聴取

本検討会議では、今後取り組むべき観光振興施策についての方向性、取組のイメージ等を把握するために、観光関係の20事業者・団体から、必要な施策や事業及び取組についての意見聴取を行った。

<意見聴取概要>

実 施 日	・平成31年1月31日(木) ・平成31年3月22日(金) ・令和元年7月17日(水)	第2回宮城県観光振興財源検討会議 第3回宮城県観光振興財源検討会議 第4回宮城県観光振興財源検討会議
対 象 者	・観光・経済関係 5者 ・宿泊関係 7者	・県内市町村 4者 ・交通関係 4者 計 20者
内 容 ・ 項 目	・今後取り組むべき観光施策や必要な分野について ・観光振興に関して行政に実施してほしい取組について	
意 見 件 数	①観光資源に関する意見 29件 ③情報発信に関する意見 38件	②受入環境に関する意見 40件 ④体制強化に関する意見 48件 計 155件

< 内 訳 >

	①観光資源	②受入環境	③情報発信	④体制強化	合 計
観光・経済関係(5者)	11件	7件	15件	21件	54件
県内市町村(4者)	4件	7件	8件	8件	27件
宿泊関係(7者)	6件	8件	3件	14件	31件
交通関係(4者)	8件	18件	12件	5件	43件
合 計(20者)	29件	40件	38件	48件	155件

<主な意見>

①観光資源に関する意見

- ・世界で通用するコンテンツの開発・磨き上げが必要
- ・県内の歴史ある温泉街など観光地の景観整備事業に対して補助する仕組みを検討してはどうか
- ・「政宗が育んだ“伊達”な文化」など貴重な文化等の観光コンテンツを磨き上げて付加価値をつけ、訴求力を高めるような取組が必要
- ・仙台、宮城の強みであるプロスポートチームを最大限活用することが必要
- ・インバウンド向けの観光素材の磨き上げとして、ナイトメニューの充実が必要
- ・滞在型のプログラムには、様々な体験を取り入れた商品開発が必要
- ・沿岸部のにぎわい創出は大きな課題、沿岸部のコンテンツの活用や被災地に訪れる仕組み作りが必要
- ・教育旅行は国内、特に関西圏に相当需要があり、防災学習に興味を持っている学校も多い

②受入環境に関する意見

- ・観光型 MaaS の推進、二次・三次交通の利便性向上が必要
- ・インバウンドを増やしていくためには航空路線の拡大が必要、路線を誘致し定着するまでのリスクに対して行政の支援が必要
- ・インバウンド拡大や航空路線の維持等のためアウトバウンドの強化が重要
- ・Wi-Fi 環境について半島や離島などの店舗のない自然エリアにも今後整備を進めてほしい
- ・インバウンド対応事業としてキャッシュレス事業に将来的に取り組むべき
- ・ハラル対応などの多様性への対応に積極的に取り組むべき
- ・災害時の観光地の受入態勢整備は進んでいないことから対策が必要

③情報発信に関する意見

- ・プロモーションは東北全体で打ち出して強力に取り組むのが効果的
- ・デジタルプロモーションなどの先を見据えた戦略が必要
- ・既にインバウンドが多く訪れている国内観光地と連携して、東北を PR することが必要
- ・海外では宮城県の認知度が非常に低く、プロモーションが不足している
- ・宮城の優れた食材や観光素材の良さが首都圏等で伝わっているか疑問があり、観光以外の分野とも連携しアピールしていく取組が必要
- ・観光素材の発掘や磨き上げが不足しており、さらにプロモーションするサイクルが大事

④体制強化に関する意見

- ・宿泊の底辺を広げていく際に民泊は重要
- ・DMO が地域の観光素材の磨き上げを行うとともに、観光客の動向やニーズを把握する必要がある
- ・観光地として存続していくよう、宿泊施設の設備投資等への補助なども必要
- ・多様化するニーズや人材不足に対応するため、ホテル・旅館のサービス形態の改善が必要
- ・AI やロボット等を活用した生産性向上や外国人労働者の活用など積極的に取り組んでほしい
- ・質の高い観光ガイド・コーディネーター等の人材育成は重要
- ・外国人目線でニーズが高い観光資源を世界に発信する取組が必要
- ・感覚や経験ではなくマーケティングデータに基づいた観光戦略を展開すべきであり、予算をかけて取り組む必要がある
- ・観光産業は持続可能な開発目標の達成に大きな貢献が期待されるため、持続的な地域づくりが必要

② 意見等から想定される課題

意見をとりまとめた結果、震災からの復興や今後の観光振興のための課題はまだまだ山積しており、今後行うべき観光振興施策は多岐に渡ることがわかった。

また、震災からの復興や観光を取り巻く環境の変化から、今後も継続した又は新たな視点からの観光振興施策が必要であると考えられる。

<想定される課題>

①観光資源に関する課題

- ・地域の魅力を活かした観光資源が不足
- ・観光地としての魅力づくりが不十分
- ・観光コンテンツの整備がハードとソフト両面で不十分
- ・地域の拠点となる観光施設の整備が必要
- ・ニューツーリズムなど新たな視点での観光の取組が必要
- ・特定目的観光など観光客のニーズに合わせた取組が必要
- ・体験型観光の取組が不十分
- ・観光客の満足度を高める取組が不十分
- ・観光消費額を高める取組が必要
- ・観光客の長期滞在化や再訪問率を上げる取組が必要
- ・歴史ある街並みなどの観光資源や景観の整備が不十分
- ・沿岸部のにぎわい創出が不十分
- ・沿岸部の観光コンテンツが不足
- ・インバウンド及び国内向けの教育旅行の取組が必要
- ・防災観光の取組が不十分

②受入環境に関する課題

- ・観光地に行くための道路や鉄道の整備が必要
- ・仙台空港や仙台駅からの二次交通が不足
- ・観光地と観光地をつなぐ二次交通が不足
- ・インバウンドにも利用しやすい二次交通の仕組みが必要
- ・重点市場からの航空路線の誘致・拡大の取組が不足
- ・国内線による乗り継ぎの取組が必要
- ・インバウンド拡大・航空路線の維持のためにはアウトバウンドの取組が必要
- ・航空路線拡大のためには航空会社等への支援が必要
- ・観光の拠点となる施設が不足
- ・観光案内板がわかりにくい
- ・観光案内板が不足
- ・無料 Wi-Fi が使えるエリアの拡大が必要
- ・無料 Wi-Fi が安定的に快適に使える環境の整備が必要
- ・観光客の安心安全への対応が不十分
- ・災害時の観光客の受入態勢や安全対策が不十分
- ・案内表示や情報発信の多言語対応が不十分
- ・外国人観光客が買い物しやすいキャッシュレス環境が不十分
- ・海外の文化・生活習慣に配慮した対応が不十分

③情報発信に関する課題

- ・東北での広域連携による観光ルートが不足
- ・東北が一体となったプロモーションが不十分
- ・国内観光地と連携した国内外の観光客の取り込みが必要
- ・海外では宮城県の認知度・知名度が低い
- ・効果的なインバウンド向けプロモーションが必要
- ・ターゲットを見据えた戦略的な取組が必要
- ・MICE 等による大規模な誘致策と県内周遊の仕組みが不足
- ・原発事故の風評被害が大きい国との関係の再構築が必要
- ・地方と地方を結んで国内マーケット活性化が必要
- ・国内観光地との連携が不十分
- ・首都圏と連携して宮城の食材や観光地の良さを伝えるべき
- ・もっと国内から東北に観光客を呼び込む必要がある
- ・先を見据えたデジタル戦略中心のプロモーションが必要
- ・インバウンド向けの効果的な情報発信が不十分
- ・SNS を活用した効果的な情報発信が必要
- ・スマホを活用した取組が必要

④体制強化に関する課題

- ・観光施設等の開業への支援が必要
- ・観光施設等の建物・設備の整備への支援が不十分
- ・民泊への支援が不十分
- ・観光事業者の生産性の向上や経営サービスの改善が必要
- ・観光産業への新規参入事業者への支援が必要
- ・観光の新たな取組への支援が必要
- ・観光地をマネジメントできる人材が不足
- ・質の高いガイド・コーディネーター人材が不足
- ・観光産業の生産性向上や経営サービスを改善できる人材が不足
- ・マーケティング・リサーチの取組が不十分
- ・インバウンドの多様化するニーズの把握が必要
- ・インバウンドの動向や移動手段等の把握が必要
- ・DMO や観光地域づくりへの支援が不足
- ・観光組織の強化連携が必要
- ・持続的な観光地域づくりへの取組が必要

3 宮城県の観光振興施策

(1) これまでの取組

① これまでの観光振興施策（みやぎ観光戦略プランによる取組）

宮城県においては、平成19年3月に県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念として県政を推進する中で、観光の果たす役割が極めて重要であるという認識に立って、平成18年12月に「みやぎ観光戦略プラン」、平成23年3月には「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、観光振興施策を推進してきた。

その後に発生した震災により、宮城県の観光客入込数等は震災前の約3割程度まで落ち込んだが、震災からの復興を目指して平成23年10月に策定された「宮城県震災復興計画」の復興のポイントの一つに「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を掲げるとともに、平成26年3月に策定された「第3期みやぎ観光戦略プラン」に沿って、観光の復興に向けた取組を推進し、県全体では、ほぼ震災前の水準まで回復したところである。

平成30年3月には、平成30年度から令和2年度までを期間とする「第4期みやぎ観光戦略プラン」が策定され、「観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ」を計画の基本理念として、目標に向けて取り組んでいる。

みやぎ観光戦略プランによる取組

第1期	第2期	第3期	第4期
平成19年度から 22年度	平成23年度から 25年度	平成26年度から 29年度	平成30年度から 令和2年度
「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」を目指して	地域が潤う、住んでよし、訪れてよしの感動の「観光王国みやぎ」の実現を目指して	みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ	観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ
3つの戦略プロジェクト 1 みやぎの魅力創出プロジェクト 2 みやぎの情報発信・誘客プロジェクト 3 みやぎの連携・組織づくりプロジェクト	5つの戦略プロジェクト 1 みやぎの魅力向上プロジェクト 2 広域観光充実・域内流動促進プロジェクト 3 インバウンド強化プロジェクト 4 関東以西からの誘客強化プロジェクト 5 アクティビ・シニア等の受入態勢充実プロジェクト	5つの取組の方向性 1 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客 2 外国人観光客の回復 3 LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実 4 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化 5 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充	4つの戦略プロジェクト 1 東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション 2 観光産業の連携強化と成長促進 3 外国人観光客の誘客加速化 4 沿岸部のにぎわい創出

② 宮城県の観光客入込数等

宮城県の観光客入込数等については、震災の影響により大きく落ち込んだものの、平成30年の観光客入込数が6,414万人、外国人延べ宿泊者数が36.4万人泊とともに過去最高を記録している。

特に、外国人延べ宿泊者数は、震災前と比較して約2.3倍に伸びており、さらには、令和元年上半期の外国人延べ宿泊者数の前年同月比の伸び率は、全国で最も高い伸び率となるなど、平成28年度以降の東北観光復興対策交付金を活用したインバウンドの取組の成果が着実に表れてきている。また、沿岸部の観光客入込数等についても、震災前の水準には達していないものの、順調に回復しつつある。

③ 観光振興施策の評価

宮城県行政評価委員会が実施した令和元年度の政策・施策評価においては、「宮城の将来ビジョン」の施策「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」は、「概ね順調」の評価を受けている。

政策・施策評価					
施策評価 (施策の成果)	評価の区分				計
	順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている	
宮城の将来ビジョン	1	24	8	0	33
宮城県震災復興計画	3	18	2	0	23
合計	4	42	10	0	56

施策「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」の評価（35事業・決算額1,682,660千円）			
目標指標(抜粋)	実績値(平成29年)	達成度	施策評価
1 観光客入込数	6,230万人	B	
2 観光消費額	3,530億円	B	概ね順調
3 外国人観光客宿泊者数	25.2万人	A	

【評価の理由・各施策の成果の状況】			
施策「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」については、指標3「外国人観光客宿泊者数」などは目標を達成していること、また、指標1「観光客入込数」及び指標2「観光消費額」は目標を達成していないものの、いずれも震災前の水準を上回っており、着実に回復していることから、「概ね順調」と評価した。			

（2）観光振興施策の方向性と取組イメージ

① みやぎの観光が目指すべき姿

<基本的な考え方>

- 宮城県においては、令和2年度をもって10年間の震災復興期間が終了し、復興後の次のステージに移行することとなる。
- これまでにいただいた御支援により復興した「みやぎ」の姿を、「観光」を通じて世界中の方々に見ていただくことが大切である。
- 「点から線、線から面」へ広がりのある「観光」の実現とともに、復興ツーリズムなどをはじめとした「みやぎ」らしい観光を推進していくことが求められている。
- 交流人口の拡大と観光産業の活性化により、地域が持続的に発展して、未来へつながっていく「みやぎ」の観光の姿を目指すべきである。

<「みやぎ」の観光が目指すべき姿>

- 何度も訪れたくなる魅力あふれる「みやぎ」の観光の姿を目指す
- 全ての人が訪れやすい「みやぎ」の観光の受入環境を整備する
- 誰でも知ることができるよう「みやぎ」の観光の魅力を届ける
- 未来につながる元気で持続可能な「みやぎ」の観光の成長を促す

② 宮城県の役割

観光振興施策における国、県、市町村及び事業者の中での県が果たすべき役割について整理した。

<宮城県の役割>

- 1 広域的な観点からの「みやぎ」らしい観光振興施策の実施
- 2 東北などの広域的な連携や観光地域づくり、組織体制整備
- 3 市町村や事業者が実施する観光振興施策との連携や支援

イ 広域的な観点からの「みやぎ」らしい観光振興施策の実施

宮城県を訪れる観光客は、県内の一つの観光地のみならず、県内、さらには東北を周遊しており、また、外国人観光客に至っては、国内をダイナミックに周遊することから、点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを造成し、そして、そのルート周辺を含めた一帯の地域をエリアで整備することで、点から線へ、線から面へと展開することが必要である。

このことから、広域的な観点からの「みやぎ」らしい観光ルートの造成や観光コンテンツの整備等の魅力づくりや、プロモーションの取組は欠かせないものとなっており、広域自治体としての宮城県の果たす役割は大きいと考えられる。

ロ 東北などの広域的な連携や観光地域づくり、組織体制整備

広域的な観光振興施策に取り組む上では、東北や全国の各都道府県或いは圏域間などの自治体間の連携や、地域の魅力を活かした持続可能な観光地域づくり、また、機動的かつ効果的な施策推進を図るために人材の確保や育成を含めた組織体制の整備が必要と考えられる。

ハ 市町村や事業者が実施する観光振興施策との連携や支援

市町村の地域の特色を活かした観光資源の魅力づくりや地域の実情に応じた受入環境の整備などの意欲的な取組に対して、連携して取り組むとともに、具体的な

支援をすることで、市町村の取組や事業者の参入・投資を促進する必要があると考えられる。

③ その他の実施主体の役割

観光振興施策における国や市町村、事業者の役割について整理した。

イ 国の役割

- ・ 国全体としての観光資源の磨き上げなどの取組
- ・ 新たな市場拡大などの大規模な訪日プロモーション
- ・ 観光振興に関する法制度の見直し・規制緩和
- ・ 各主体の取組に対しての大規模な支援・補助

ロ 市町村の役割

- ・ 地域の特色を活かした観光振興施策の実施
- ・ 地域の実情に応じた受入環境の整備
- ・ 地域の事業者等との連携

ハ 事業者の役割

- ・ 多様な観光ニーズに応じたプロモーション、旅行商品造成
- ・ 観光客や自治体・観光施設等との連携による魅力づくり・満足度の向上

観光振興施策の実施主体毎の役割

国

- ◆国全体としての観光資源の磨き上げなどの取組
- ◆新たな市場拡大などの大規模な訪日プロモーション
- ◆観光振興に関する法制度の見直し・規制緩和
- ◆各主体の取組に対しての大規模な支援・補助

宮城県

- ◆広域的な観点からの「みやぎ」らしい観光振興施策の実施
- ◆東北などの広域的な連携や観光地域づくり、組織体制整備
- ◆市町村や事業者等が実施する観光振興施策との連携や支援

市町村

- ◆地域の特色を活かした観光振興施策の実施
- ◆地域の実情に応じた受入環境の整備
- ◆地域の事業者等との連携

事業者

- ◆多様な観光ニーズに応じたプロモーション、旅行商品造成
- ◆観光客や自治体・観光施設等との連携による魅力づくり・満足度の向上

(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模

① 4つの方向性と19の取組イメージ

関係事業者からの意見聴取や本検討会議の中で出された意見を基に想定される課題に対する対応策をとりまとめ、今後必要な観光振興施策として、4つの方向性と19の取組イメージにより、観光振興を推進していくことが必要と考えられる。

<4つの方向性>

- 1 魅力あふれる観光資源
- 2 受入環境の整備促進
- 3 効果的な情報発信
- 4 観光産業の体制強化

<19の取組イメージ>

1 魅力あふれる観光資源

	観光振興施策の取組イメージ	取組例	県の役割(他県等の事例を参考)
①	みやぎの魅力を活かした観光資源の発掘・磨き上げ	▼自然・食・文化を活かした観光の推進 (桜、祭、紅葉、雪、食、文化など)	◇広域的・みやぎらしさを活かした観光資源・コンテンツづくり ◇集客イベント等の誘致・開催 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援
②	ニューツーリズムなどの新たな視点からの観光推進	▼スポーツツーリズムの推進 ▼SIT(特定目的観光)の推進 (インフラ、映画、アニメ、産業など)	◇スポーツイベント・大会等の誘致・開催 ◇公共施設の活用推進 ◇各テーマの推進協議会等への設置・参画 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援
③	体験型観光などの観光の質の向上	▼体験プログラムの充実 ▼ナイトライフ観光の充実 ▼観光地のライトアップ ▼農泊・グリーンツーリズムの推進	◇モデル事業の実施等 ◇推進協議会等への設置・参画 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援
④	歴史的な価値のある観光資源や街並みの再整備	▼歴史的な価値のある観光資源の再整備 ▼温泉街などの観光地の街並み景観形成	◇みやぎの観光の核となる施設の整備 ◇推進協議会等への設置・参画 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援
⑤	沿岸部のにぎわい創出	▼復興ツーリズムの推進 ▼教育旅行 ▼その他沿岸部の観光コンテンツの充実	◇教育旅行プロモーション、ニーズとのマッチング ◇語り部・ガイド等の人材育成 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援

2 受入環境の整備促進

	観光振興施策の取組イメージ	取組例	県の役割(他県等の事例を参考)
⑥	周遊しやすいインフラ・二次交通の整備・充実	▼観光地へのインフラ整備・充実 (道路、港湾、鉄道など) ▼二次交通の整備・充実 (バス・タクシーなど) ▼MaaSの支援	◇公共交通機関と連携したプロモーション ◇二次交通推進協議会等への参画 ◇市町村・交通事業者の取組への連携・支援
⑦	東北のゲートウェイ・仙台空港の活用・強化	▼航空路線の誘致・拡大 ▼アウトバウンドの強化	◇空港運営会社と連携したプロモーション ◇アウトバウンド増加に向けた取組 ◇空港利用拡大への環境整備 ◇航空会社への支援
⑧	わかりやすい観光案内の充実	▼観光案内板・遊歩道・駐車場の整備 ▼観光案内所の機能強化	◇観光案内板等施設の整備 ◇観光案内板等整備ガイドラインの策定、HP等による情報発信 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援
⑨	誰もが訪れやすい環境整備	▼無料Wi-Fi環境の充実 ▼観光施設等のバリアフリー化推進 ▼観光客への適切な情報発信 ▼災害時の受入態勢整備	◇無料Wi-Fi利用環境の整備 ◇公共交通機関の無料Wi-Fi化・バリアフリー化推進 ◇災害時の受入態勢づくり ◇ガイドラインの策定、HP等による情報発信 ◇市町村・民間事業者の取組への連携・支援
⑩	言語・習慣・文化などの多様性への対応	▼トイレの洋式化の推進 ▼多言語化・キャッシュレス化の推進 ▼ハラル対応等の推進	◇公共交通機関等のトイレ洋式化・多言語化 ◇推進協議会等への設置・参画 ◇ガイドラインの策定、HP等による情報発信 ◇市町村・民間事業者の取組との連携・支援

3 効果的な情報発信

	観光振興施策の取組イメージ	取組例	県の役割(他県等の事例を参考)
⑪	東北一体の広域観光、国内観光地の連携・周遊促進	▼東北一体の広域連携、観光周遊の促進 ▼国内観光地との連携による周遊促進	◇東北各県・東北観光推進機構と連携した取組 ◇国内観光地と連携した取組 ◇市町村・民間事業者の取組との連携・支援
⑫	インバウンド向けプロモーションの推進	▼アジアへのプロモーション ▼欧米豪へのプロモーション ▼MICEの推進	◇東北各県・東北観光推進機構と連携したプロモーション ◇国内観光地と連携したプロモーション ◇MICE開催経費の支援
⑬	国内向けプロモーションの推進	▼観光キャンペーン ▼東北デスティネーションキャンペーン	◇東北各県・東北観光推進機構と連携したプロモーション ◇国内観光地と連携したプロモーション ◇MICE開催経費の支援
⑭	デジタルマーケティングの推進	▼デジタルプロモーションとデータ分析 ▼ICT・SNSの活用	◇デジタルマーケティングを活用した取組 ◇市町村・民間事業者の取組との連携・支援

4 観光産業の体制強化

	観光振興施策の取組イメージ	取組例	県の役割(他県等の事例を参考)
⑮	観光施設等の整備・支援	▼観光施設等の整備・支援 ▼民泊開業の支援	◇民泊制度の普及促進 ◇観光施設等の施設整備への支援 ◇民泊開業者への支援
⑯	観光事業者等の支援	▼生産性の向上、経営・サービスの改善 ▼新規参入事業者支援 ▼観光事業の新たな取組への支援	◇事業者への支援・セミナー・情報提供 ◇新規参入事業者への支援・情報提供 ◇観光事業の新たな取組のモデル事業・支援
⑰	明日の観光を担う人材確保・育成	▼ガイド・コーディネーターの育成・確保 ▼経営者・観光事業従事者の育成・確保	◇事業者・個人向けのセミナー・講習会・情報提供 ◇教育機関との連携による人材育成 ◇地域での人材育成・確保の仕組みづくり ◇市町村・民間事業者の人材確保の支援・情報提供
⑱	多様化する観光ニーズの把握	▼マーケティング・リサーチの強化 ▼ビッグデータの活用 ▼調査統計の強化	◇広域的なマーケティング・リサーチやビッグデータ活用 ◇市町村や事業者のニーズに沿った調査・情報提供 ◇観光統計の継続的な実施 ◇市町村・民間事業者の取組との連携・支援
⑲	魅力ある持続可能な観光地域づくり	▼観光地づくり・DMOへの支援 ▼観光組織の強化 ▼環境負荷低減の取組	◇観光地域づくり・DMO設置への支援 ◇エコツーリズム事業の推進 ◇観光組織の在り方検討 ◇環境負荷低減へのガイドライン作成・HP等による情報提供 ◇市町村・民間事業者の環境負荷低減の取組との連携・支援

② 観光振興施策の事業規模

観光振興施策の4つの方向性と19の取組イメージに沿った施策について、事業イメージを把握するため、課題解決に向けて想定される事業例を可能な限り積み上げて事業費を試算したものである。よって、事業規模はあくまで一定の目安であることから、宮城県が記載の事業をするべきというものではなく、観光振興財源を活用する具体的な事業は、宮城県の予算編成時において検討していくこととなる。

なお、取組内容（例）の中には、市町村等への支援も含むものとする

施策の方向性	事業例	事業規模
1 魅力あふれる観光資源	①みやぎの魅力を活かした観光資源の発掘・磨き上げ ▼四季の風景や祭、温泉などを活かした観光の推進 ▼宮城オルレの推進と地元観光資源とのコラボレーションの推進 ②ニューツーリズムなどの新たな視点からの観光推進 ▼日本遺産（政宗が育んだ“伊達”な文化など）を活かした観光の推進 ▼パークホッピングなどの地元文化を取り入れた新たなツアーの推進 ③体験型観光などの観光の質の向上 ▼旅行者のコト消費に対応した体験コンテンツ等の開発 ▼グリーン・ツーリズムや農泊の推進 ④歴史的な価値のある観光資源や街並みの再整備 ▼多賀城創建1300年に向けた特別史跡周辺の環境整備等 ▼温泉街などの観光地の街並みの再整備 ⑤沿岸部のにぎわい創出 ▼国内外からの教育旅行等の受入拡大 ▼震災遺構等を活用した復興ツーリズム・防災観光の推進	35億円～45億円 12億円 15億円
2 受入環境の整備促進	⑥周遊しやすいインフラ・二次交通の整備・充実 ▼仙台空港から観光地への二次交通の充実や他県と連携した取組 ▼交通渋滞緩和等のオーバーツーリズム対策の実施 ⑦東北のゲートウェイ・仙台空港の活用・強化 ▼空港機能の強化やLCC等の新規路線の誘致 ⑧わかりやすい観光案内の充実 ▼多言語案内看板の設置の推進 ⑨誰もが訪れるやすい環境整備 ▼宿泊施設等への公衆無線LAN機器設置・案内表示の多言語化 ▼災害時における観光客の受入態勢の整備 ⑩言語・習慣・文化などの多様性への対応 ▼インバウンドに対応したキャッシュレスの推進 ▼観光施設等のトイレの洋式化・バリアフリー化	10億円 13億円
3 効果的な情報発信	⑪東北一体の広域観光、国内の連携・周遊促進 ▼東北各県と連携したプロモーションの展開 ▼関係機関と連携した広域観光周遊ルートの造成とPR ⑫インバウンド向けプロモーションの推進 ▼MICEの誘致・開催の推進 ▼訴求力の高いテーマ設定や現地エージェンシーとの連携強化による誘客促進 ⑬国内向けプロモーションの推進 ▼通年観光キャンペーンや東北デスティネーションの展開 ⑭デジタルマーケティングの推進 ▼デジタルマーケティングの手法による効果的な情報発信とデータ解析に基づく事業展開	6億円 8億円
4 観光産業の体制強化	⑮観光施設等の整備・支援 ▼魅力の高い観光拠点施設の整備・改修の促進 ▼民泊施設や簡易宿所等の小規模宿泊施設の整備促進 ⑯観光事業者等の支援 ▼宿泊事業者等の生産性向上ための働き方改革やAI・IoTの導入促進 ⑰明日の観光を担う人材確保・育成 ▼観光ガイドやデジタルマーケティング人材の育成に向けた研修等の実施 ⑱多様化する観光ニーズの把握 ▼マーケティングデータに基づくニーズ把握の推進 ⑲魅力ある持続可能な観光地域づくり ▼観光地における循環バスの運行 ▼再生可能エネルギーの活用による観光イベントや観光施設等での環境負荷低減の推進 ▼SDGsの取組による自然環境や生態系等に配慮した観光地域づくりの推進	7億円 9億円

③ 観光振興施策の財源活用・使途イメージ

観光振興施策の財源活用について以下のとおり整理するほか、これまで取り組んできたインバウンドの誘客をはじめとした観光振興施策を今後も切れ目なく、より一層充実するため、4つの分野を中心に財源を充当するのが適当と考えられる。

【活用1】

更なる行政需要等に対応するために、県が実施する観光振興施策や、市町村や観光事業者が実施する施策への支援等のうち、重点的に実施するもの。

▼優先度の高い施策

▼誘客効果の高い施策

▼中長期的な戦略を基に計画的に取り組む必要がある施策 など

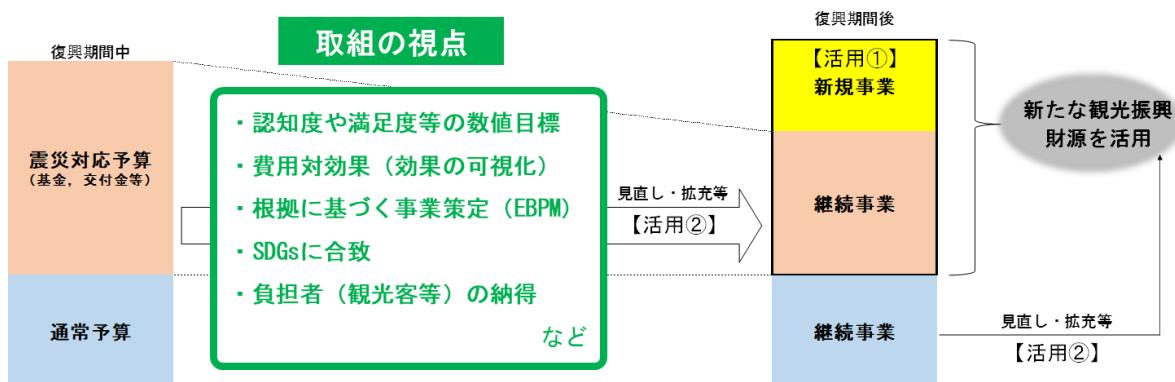
【活用2】

震災からの復旧・復興を目指し実施している観光振興施策について、復興関係基金等や東北観光復興対策交付金等を財源としていた施策を継続するもの。

▼復興期間経過後も内容等を見直しながら、継続して取り組む必要がある施策

▼通常分のうち内容等を見直し、拡充等して実施する施策 など

観光振興施策の財源活用イメージ



<財源の使途の視点>

- 1 復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備
- 2 デジタルの加速化を踏まえた観光の推進とAI・IoT等を活用した観光産業の体制強化
- 3 旅行者にとって安心安全かつ快適で満足度の高い旅行環境の提供
- 4 広域観光の推進及び東北のゲートウェイ機能の強化

4 新たな財源確保策の在り方

(1) 観光振興施策の財源を検討する必要性

宮城県の観光関連予算については、震災後、国からの東北観光復興対策交付金や復興関係基金等の震災対応予算を国外誘客促進のほか、国内誘客促進、施設整備などの幅広い施策に活用しており、現在では観光振興施策の財源の約7割を震災対応予算が占めている。

震災対応予算については、復興の進捗に伴い、東北観光復興対策交付金は令和2年度での終了が見込まれ、復興関係基金等は残高が年々減少している。また、宮城県の一般会計予算についても、今後は社会保障関係経費の急増や、公共施設の老朽化対策等の経費が財政を圧迫することが懸念されており、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況と考えられる。

こうしたことから、現時点においては、現状の一般財源等の額を超える予算を継続的かつ安定的に確保していくことは、極めて困難な状況である。

このため、今後の宮城県の観光振興に何が求められ、そのためにどのような施策が必要か、また、施策を実施していくための財源の確保をどうするかという課題について、検討する必要が生じている。

(2) 財源確保を行う理由

宮城県の人口は自然減や震災の影響により減少傾向にあり、消費の縮小等により、経済活動の規模縮小が懸念されている。

このような中で、観光における消費額の経済波及効果は大きく、観光産業の裾野も広いことから、より消費単価の高い観光客を多く呼び込み、観光消費額を高めることが、地域経済を活性化させ、地方創生につなげていく上で効果的と考えられる。

国においても観光の取組に力を入れており、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標値を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなど、高い目標を掲げて取り組んでおり、訪日外国人宿泊者数や旅行消費額は大きく伸びている。

東北地方においても、これまでの取組の成果により、訪日外国人延べ宿泊者数は順調に伸びているものの、全国の中では東北が1.5%の割合に留まっていることから、更なる受入環境の整備等の強化が必要である。

一方、観光客の増加に伴い、新たな課題も出てきており、既に多くの訪日外国人旅行者が訪れている東京、大阪及び京都などのいわゆるゴールデンルートやその他の先進地の事例を見ると、例えば、訪日外国人旅行者が多く訪れることにより、道路の渋滞や公共交通機関の混雑、多言語対応ができる人材の不足等により、地域住民の生活に影響を

及ぼすような事態も発生しており、観光公害、いわゆる「オーバーツーリズム」への対応を迫られている地域もある。

宮城県においては、これまで述べてきたように、訪日外国人旅行者をはじめとした観光客を、今後も増やしていくかなければならない状況ではあるものの、観光客が集中するシーズン及び地域においては、渋滞の発生や駐車場の混雑等の状況が発生していることから、渋滞や混雑の緩和対策などのオーバーツーリズム対策の必要性も、今後高まっていくものと考えられる。

宮城県内の状況に目を向けると、県全体の観光客入込数等は、震災前の水準を超え順調に伸びている一方で、沿岸部では震災前の水準まで回復していないことから、沿岸部のにぎわい創出のためには、令和3年3月までの「宮城県震災復興計画」終了後も、継続した取組が必要と考えられる。

以上のように、少子高齢化への対応としての交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境の変化に対して、新たな行政需要が生じている。

これまで、震災対応予算を活用した県の取組は一定の成果が出ており、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えられる。

(3) 他自治体における財源確保の事例

他自治体における観光関係の財源確保事例は、次のとおりである。

■法定外普通税

自治体名	名称	区分	制度の概要			収入(見込額)
熱海市 (静岡県)	別荘等所有税 (S51.4施行)	法定外 普通税	使 途 的	生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備)や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備などの行政需要へ対応するため		
			納 税 義務者	別荘等の所有者		
			税率	・別荘等の延床面積 1 m ² につき 650円		
太宰府市 (福岡県)	歴史と文化の 環境税 (H15.5施行)	法定外 普通税	使 途 的	市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため		
			納 税 義務者	一時有料駐車場の利用者		
			税率	・二輪車(自転車を除く) 50円 ・乗用車(定員10人以下の自動車) 100円 ・マイクロバス(定員11~29人以下の自動車) . . . 300円 ・大型バス(定員29人超の自動車) 500円		

■法定外目的税①

自治体名	名称	区分	制度の概要			収入(見込額)
東京都	宿泊税 (H14.10施行)	法定外 目的税	使 途 的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		
			納 税 義務者	ホテル又は旅館への宿泊者		
			税率	・1万円以上~1万5千円未満 . . . 100円 ・1万5千円以上 200円		
大阪府	宿泊税 (H29.1施行)	法定外 目的税	使 途 的	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充てるため		
			納 税 義務者	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊、住宅宿泊事業を営む施設(民泊)への宿泊者		
			税率	・7千円以上~1万5千円未満 . . . 100円 ・1万5千円以上~2万円未満 . . . 200円 ・2万円以上 300円		
京都市 (京都府)	宿泊税 (H30.10施行)	法定外 目的税	使 途 的	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため		
			納 税 義務者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設(民泊)への宿泊者		
			税率	・2万円未満 200円 ・2万円以上~5万円未満 500円 ・5万円以上 1,000円		
金沢市 (石川県)	宿泊税 (H31.4施行)	法定外 目的税	使 途 的	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		
			納 税 義務者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設(民泊)への宿泊者		
			税率	・2万円未満 200円 ・2万円以上 500円		

■法定外目的税②

自治体名	名称	区分	制度の概要			収入(見込)額	
岐阜県	乗鞍環境保全税(H15.4施行)	法定外目的税	使途的 納税義務者 税率	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充てるため 乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者 ・乗用車（定員10人以下の自動車等）···300円 ・マイクロバス（定員11～29人以下の自動車）1,500円 ・一般乗用バス（定員30人以上）···2,000円 ・観光バス（定員30人以上）···3,000円			0.1億円 (令和元年度予算)
富士河口湖町(山梨県)	遊漁税(H13.7施行)	法定外目的税	使途的 納税義務者 税率	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てるため 河口湖で遊漁行為を行う遊漁者 ・1人1日···200円			0.1億円 (令和元年度予算)
伊是名村 伊平屋村 渡嘉敷村 (沖縄県)	環境協力税(H17.4施行) (H20.7施行) (H23.4施行)	法定外目的税	使途的 納税義務者 税率	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用 旅客船や飛行機等により村へ入域する者 淡村ごとに納税義務者の定義が若干異なる ・1回の入域···100円			0.2億円 (平成29年度決算)
座間味村 (沖縄県)	美ら島税(H30.4施行)	法定外目的税	使途的 納税義務者 税率	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用 旅客船や航空機等により村へ入域する者 ・1回の入域···100円			

■寄附金

自治体名	名称	区分	制度の概要			収入(見込)額	
各自治体	ふるさと納税(H20.5から)	寄附金	制度要 制概要	ふるさとであることや応援したい等の理由から、自分が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、所得等に応じて一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。 各自治体において、その使途や返礼品について創意工夫し、地域づくりや地域の魅力発信等に努めている。			宮城県の場合 0.1億円 (平成30年度実績)
山梨県 静岡県	富士山保全協力金(H26.4から)	寄附金	使途的 対象者 金額	美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る 五合目から山頂を目指す登山者 基本1,000円 （子どもや障がい者は協力いただける範囲の金額）			1.4億円 (平成30年度実績) 山梨県0.9億円 静岡県0.5億円
屋久島町 (鹿児島県)	山岳部環境保全協力金(H29.3から)	寄附金	使途的 対象者 金額	世界自然遺産である屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するため 屋久島への入山者 基本額（日帰り入山の場合）···1,000円 山中で宿泊予定の入山の場合···2,000円			0.7億円 (平成29年度実績)
別府市 (大分県)	湯～園地計画(クラウドファンディング)(H29.2からH29.4まで)	寄附金	使途的 対象者 金額	市長公約のタオル1枚で遊べる施設「湯～園地」（温泉×遊園地）の実現に必要な費用を調達するため 「湯～園地」計画の趣旨に賛同する者 5,000円～300,000円 （各コースに応じ、入園券配布等の返戻を実施）			0.3億円 (実績)

(4) 財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取

本検討会議では、観光関係 19 事業者・団体から、新たな財源の使途や確保策等についての意見聴取を事務局により実施した。

<意見聴取概要>

実 施 日	令和元年 11 月 1 日から 11 月 18 日まで
対 象 者	・観光・経済関係 5 者 ・県 内 市 町 村 4 者 ・宿 泊 関 係 7 者 ・交 通 関 係 3 者 計 19 者
内 容 ・ 項 目	・観光振興施策の今後の取組や新たな財源の使途について ・新たな財源の確保策について

<主な意見>

①観光振興施策の今後の取組や新たな財源の使途について

①魅力あふれる観光資源

- ・県は市町村と分担しながら、地域ブランドを絞り込み、その発信を行うべきだと思う
- ・スポーツツーリズムなどが観光客を集めれる効果が高いのではないか
- ・魅力向上のためには、地域全体で街並みを統一し整備するのが一番効果的だと思う
- ・沿岸部のにぎわい創出も必要だが、内陸部の温泉地にも支援をお願いしたい

②受入環境の整備促進

- ・二次交通の充実やその支援を強く求める
- ・インバウンドについては、行政も関係事業者も未経験のことが多い、体力をつけながら、どれだけ継続してやっていけるかが課題だと思う
- ・日曜はどうしても稼働率が下がるので、日曜に泊まった人にインセンティブを与える宿泊補助などセットで考えてはどうか

③効果的な情報発信

- ・再来年、東北DCがあることから、新しい取組を始めるタイミングとしては、良いのではないか
- ・インバウンド向けのプロモーションも出来なくなることを考えると安定した財源を確保することは必要だと思う

④観光産業の体制強化

- ・今後、観光振興を図る上では、欧米からの観光客も多くなるため、SDGs の視点をぜひ入れてほしい
- ・地域にも埋もれている若い人材がいると思うので、そういった人材を発掘し活かす取組が必要ではないか
- ・観光客・ビジネス客を問わず、快く長く滞在してもらうための宿泊施設への整備支援が必要ではないか

②新たな財源の確保策について

- ・安定的に観光振興に充てられる予算があったら良いと思う
- ・しっかりとした財源確保は、観光基盤づくりに役立つ必須のものであり、海外でも潮流となっており、方向としては大賛成である
- ・「宿泊税」は今後は必要になってくるだろう、宿泊税をとっても良いのではないか
- ・インバウンドを推進していく上で、地方税がベストで宿泊税しかないと思う
- ・宿泊税は必要、異論はない
- ・県が条例で定める宿泊税ということであれば、震災からの復興途上であるからこそ導入すべき
- ・宿泊税を導入するとなれば、消費税より安価で、ワンコインに収まる価格帯（100～500円）がよいのではないか、宿泊価格が高額であれば、1,000円もあり得る
- ・京都市並みの税率（200～1,000円）、或いはそれ以上が理想ではないか
- ・コントロールしやすいのは確かに「宿泊」だが、他からも薄く広く集める方法はないものか、宿泊事業者狙い撃ちは良くないし、泊まらないにつながる可能性もある
- ・新財源は宿泊施設だけではなく幅広い対象でフェアに考えてほしい
- ・宿泊者から観光振興のための税金を徴収しようというのは安易な考えであり賛成できない
- ・宿泊施設は経営状況が厳しいところが多く、こうした状況下での宿泊税の導入は基本的には反対である
- ・取りやすいところから取るのは税の公平性としてどうなのか、また、支払うのは宿泊者であり、宿泊事業者ではないとよく言われるが、支払う宿泊客と税を集め宿泊事業者が最も影響を受ける
- ・「宿泊税」を導入するのであれば、宮城県単独ではなく、全国一律で足並みを揃えてほしい
- ・宿泊税の導入については反対ではないが、使い方をしっかりと検討してほしい
- ・宿泊事業者は誰も諸手を挙げて賛成することはないだろうが、「宿泊税」の導入はやむを得ないのではないか
- ・宿泊税導入については否定しないが、宿泊業者の納得と、納税者は県外の人が多くなることを考えれば、使途の見える化が必要であり使途も、受入環境整備の案内板設置や宿泊業者の支援に絞り込んではどうか
- ・100円とか200円の税額であれば、宿泊料金全体に占める割合も少なく影響はないのではないか
- ・宿泊料金が大きく変わる訳ではないので、宿泊客から見れば大きな影響はないのかとも思うが、何とも言えない
- ・特定のものに狙い撃ちにならないように、宿泊税だけではなく、施設の拝観料等への上乗せも検討してはどうか
- ・税収使途で、施策の内容や優先順位がはっきりしていれば反対はないと思うが、何にどう使うかがポイントとなる

③その他について

- ・交付金や基金がなくなるのは市町村も同じ状況だが、県として市町村の観光振興財源については、どのように考えているのか
- ・行政が観光振興施策に取り組むのはよいが、魅力づくり等、まずは観光事業者自身が努力しなければならない
- ・入湯税を徴収しているが、旅館は色々と手続きが大変であり、その使途も見てこない

(5) 観光振興財源の確保策

① 地方公共団体の自主財源の比較検討

観光振興財源の確保策を検討するに当たっては、地方公共団体の歳入予算の収入の種類のうち、地方公共団体が自主的に収入できる「自主財源」で、かつ使途が特定される「特定財源」に当たる「地方税、分担金、使用料、負担金、手数料、寄附金」の6つが新たな観光振興財源の選択肢になり得ると思われる。

のことから、6つの財源について、収入の規模、継続性・安定性、そして、受益と負担の観点から比較検討を行った。

＜地方公共団体の自主財源の比較検討＞

種類	内容	収入の規模	継続性・安定性	受益と負担
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの 【普通税】その収入を一般経費の財源に充当する 【目的税】特定の費用のために課される税（⇒普通税） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税（⇒法定税） 【超過課税】条例により、標準税率（地方税法）を上回る税率で課税すること	一定規模以上の確保が可能	継続的・安定的な確保が可能	受益者を広く設定し負担を求めることが可能
分担金	地方団体が行う特定の事業に必要な費用に充てるため、特に利益を受けるものから、その受益の限度において徴収するもの	規模は限定的	安定的だが継続的な確保は困難	受益者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	規模は限定的	安定的だが継続的な確保は困難	受益者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの	規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	一定規模の確保は可能	継続的・安定的な確保は困難	善意等に基づくため受益者が必ずしも負担する必要なし

比較検討の結果、観光振興施策に計画的に取り組むためには、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保し、受益者を広く設定し負担を求めることが可能な財源として、最も有効な手法は「地方税」と考えられる。

また、この財源は、観光振興という特定の目的にのみ使用され、観光客等の受入環境整備等の財政需要の財源を確保するためのものであることから、「法定外目的税」が望ましいと考えられる。

② 負担を求める対象の検討

訪日外国人旅行者数の急激な増加など、観光による交流人口の拡大に向けた受入環境整備等の新たな行政需要が今後より一層生じてくると想定される中で、観光地の公衆衛生や治安などの秩序は、地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより維持されており、観光客等についても滞在期間中にその恩恵を享受することで、安心して観光に訪れることができている。

また、快適な旅行環境の提供（インフラ・二次交通や観光案内版、Wi-Fi環境の整備等）をはじめ、観光資源の発掘・磨き上げ（体験・滞在型コンテンツの造成等）や宮城の魅力の情報発信（デジタルマーケティングの手法によるプロモーション等）など、直接的に受ける様々な公共サービスにより、観光客等は満足度向上などの恩恵を受けている。

以上を踏まえると、担税力を見極めながら、その受益に応じた負担の一部を「観光客等」に求めることが、地方税の原則である負担分任性や応益性からも適當と考えられる。

なお、ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとする。

③ 対象となる観光行動の検討

負担を求める対象を「観光客等」とした場合に、観光客等が旅行先で行う様々な観光行動（宿泊、入域、交通機関利用、駐車場、飲食、土産購入、施設利用）が課税の対象となり得るかについて、「課税対象の捕捉」や観光客等の「担税力（消費能力）の判断」が可能かという観点から、比較検討を行った。

＜観光行動の比較検討＞

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	担税力（消費能力）の判断
宿泊	県内のホテルや旅館等への宿泊行為	行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能	宿泊行為により、担税力を判断しやすい
入域	県内への入域行為	一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能	入域行為のみでの担税力の判断は難しい
交通機関利用	県内の交通機関利用（鉄道・バス・船舶・タクシー等）	住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しい	利用料金は一律で設定されており、担税力の判断は難しい
駐車場	県内の駐車場利用	住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しい	利用料金は一律で設定されており、担税力の判断は難しい
飲食	県内飲食店での飲食行為	住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しい	飲食行為により、担税力を判断しやすい
土産購入	県内販売店等での土産購入	住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しい	買い物行為により、担税力を判断しやすい
施設利用	県内観光施設等の利用	住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しい	利用料金は一律で設定されており、担税力の判断は難しい

比較検討したところ、「課税対象の捕捉」については、「宿泊」は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能と考えられるが、それ以外の行動については、対象の捕捉がほぼ不可能、または、地域住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しいと考えられる。

次に、「担税力（消費能力）の判断」については、「宿泊」、「飲食」、「土産購入」については、消費行為により、担税力が判断しやすいと考えられ、それ以外の行為については、利用料金が一律で設定されているなど、担税力の判断は難しいと考えられる。

以上から、観光客等を一定程度捕捉することが可能であり、観光客等が実際に税を負担する能力（担税力）を有しているかを判断しやすい「宿泊」行為への課税が適当であると考えられる。

5 財源確保策の制度設計

「観光客等」の「宿泊行為」について課税する場合に、どのような制度設計にするべきかについて、他自治体の事例を参考にしながら検討を行った。

(1) 納税義務者の検討

他の自治体の事例を見ると、東京都の場合は旅館業法に規定する「ホテル」、「旅館」に限定し、「簡易宿所」や、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「民泊施設」という。）を対象外としている。それ以外の大坂府、京都市及び金沢市については、旅館業法に規定する「ホテル」、「旅館」、「簡易宿所」のほか、「民泊施設」も対象としている。

＜他自治体事例の納税義務者＞

自治体名	納税義務者				課税標準
	旅館業法に規定するホテルの宿泊者	旅館業法に規定する旅館の宿泊者	旅館業法に規定する簡易宿所(※1)の宿泊者	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者(※2)	
東京都	○	○			宿泊数
大坂府	○	○	○	○(※3)	宿泊数
京都市	○	○	○	○	宿泊数
金沢市	○	○	○	○	宿泊数

※1 簡易宿所：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業。例えば「ベッドハウス（ベッドだけの簡易宿泊所）」「山小屋」「スキーキャビン」「ユースホステル」「カプセルホテル」が該当する。

※2 民泊：住宅宿泊事業法上の届出者は、旅館業法に基づく許可に関わらず、住宅宿泊事業（民泊）を営むことができる。宿泊日数が180日を超えないものであって、設備要件・居住要件を満たす必要がある。

※3 大坂府は上記の他に、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）の宿泊者も対象となる。

宿泊者は日帰り客と比較して滞在時間が長く、公共サービスの受益の程度が大きくなる。また、享受する公共サービスの受益の程度は、宿泊施設の形態に関わらず等しいと考えられることから、公平性を確保するため、課税対象施設を限定せずに、ホテル、旅館、簡易宿所及び民泊施設の宿泊者について、納税義務者とすることが望ましいと考えられる。

(2) 免税点及び課税免除の検討

免税点については、東京都で1人1泊の宿泊料金1万円未満の場合、大坂府では同じく宿泊料金7千円未満の場合は課税されないこととなっている。また、課税免除については、京都市では修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊は課税免除としており、東京都、大坂府及び金沢市については、課税免除なしとしている。

<他自治体事例の免税点及び課税免除>

自治体名	免税点（※）	課税免除の有無とその対象
東京都	1万円	なし
大阪府	7千円	なし
京都市	なし	あり（修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊）
金沢市	なし	なし

※ 「免税点」とは、「一定金額未満は課税の対象とならない」場合のその「一定金額」である。
なお、課税対象となる宿泊料金とは、宿泊者1人1泊の料金（サービス料含み、税・食事代除く）である。

宿泊者は、宿泊以外にも交通機関による移動や飲食、土産品の購入等、様々な消費行動を伴うことが多くなることから、一定以上の担税力を有していると考えられるものの、税の公平性の観点から、宿泊者の担税力に見合った課税をすることが適当である。このことから、免税点及び課税免除についても、検討することが望ましい。

(3) 税率の検討

税率については、東京都、大阪府、京都市及び金沢市の全ての自治体において、宿泊料金の段階ごとに税率を設定する税率区分を設けており、100円から1,000円の間で税率を設定している。

<他自治体事例の税率>

自治体名	税率（税率区分）		税収見込
東京都	10,000円以上 15,000円未満	: 100円	28億円（令和元年度予算）
	15,000円以上	: 200円	
大阪府	7,000円以上 15,000円未満	: 100円	19億円（令和元年度予算）
	15,000円以上 20,000円未満	: 200円	
	20,000円以上	: 300円	
京都市	20,000円未満	: 200円	42億円（令和元年度予算）
	20,000円以上 50,000円未満	: 500円	
	50,000円以上	: 1,000円	
金沢市	20,000円未満	: 200円	7億円（令和元年度予算）
	20,000円以上	: 500円	

税率区分については、宿泊者により担税力が異なることから、税の公平性の観点から、宿泊料金に応じた税率で課税することが適當であるため、他自治体の事例と同様に、税率区分を設けて宿泊料金に応じた税率を設定するということも考えられるが、宿泊者が享受する公共サービスの受益の程度は、宿泊料金に関わらず同等であり、公平性を確保することが適當であることから、税率区分は設けず、定額の税率を設定するという考え方もある。

税率区分（案）

- A案 税率区分を設けて、宿泊料金に応じた税率を設定する。
B案 税率区分は設けず、定額の税率を設定する。

なお、税率区分は設けず、定額の税率を設定すると仮定した場合、他自治体事例の税率の範囲内で、納税義務者にとって過度な負担になりすぎない税率100円から500円の範囲内で設定することが望ましいと考えられる。

税率（案）

- a案 1人1泊当たり100円とする。（東京都、大阪府）
b案 1人1泊当たり200円とする。（東京都、大阪府、京都市、金沢市）
c案 1人1泊当たり300円とする。（大阪府）
d案 1人1泊当たり400円とする。
e案 1人1泊当たり500円とする。（京都市、金沢市）

<参考：宮城県における税収等の試算（免税点及び課税免除、税率区分なしの場合）>

	A案	B案	C案	D案	E案
年間宿泊者見込数	1千万人泊	1千万人泊	1千万人泊	1千万人泊	1千万人泊
税率	100円	200円	300円	400円	500円
税収概算（年間）	10億円	20億円	30億円	40億円	50億円
徴税費（年間） （※1）	約7,600万円	約7,600万円	約7,600万円	約7,600万円	約7,600万円
特別徴収義務者 交付率（※2）	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
特別徴収義務者 交付金（年間）	約2,500万円	約5,000万円	約7,500万円	約1億円	約1.3億円
事業活用可能金額 (年間)（※3）	約8億円	約17億円	約26億円	約34億円	約43億円

※1 システム運営費や人件費等、徴税にかかる費用

※2 特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し、一定割合により交付する。

※3 税収見込みから申告・納入の遅延分や徴税費等の必要経費を差し引いて事業活用可能金額を算出している。

(4) 徴収方法の検討

① 徴収方法

東京都、大阪府、京都市及び金沢市の全ての自治体の事例において、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。

<他自治体事例の徴収方法>

自治体名	徴収方法
東京都	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する
大阪府	同上
京都市	同上
金沢市	同上

※ 特別徴収とは、税金を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるのではなく、事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり、その徴収すべき税金等を納入することをいう。

徴収方法については、個々の宿泊者から県税事務所が直接徴収することは極めて困難であることから、宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収によることが最も効率的かつ効果的であり、それ以外の方法は現実的ではないと考えられる。

② 申告・納入方法

東京都、大阪府、京都市及び金沢市の全ての自治体の事例において、原則として毎月の申告納入を義務づけているが、特例として過去12か月の納入金の合計が一定額以下の場合は、3か月分をとりまとめて年4回の申告納入としている。

<他自治体事例の申告・納入方法>

自治体名	申告・納税方法
東京都	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>120万円以下</u> 等の場合、3か月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。
大阪府	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>120万円以下</u> 等の場合、3か月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。
京都市	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>240万円以下</u> 等の場合、3か月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。
金沢市	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>120万円以下</u> 等の場合、3か月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。

申告・納入方法については、特別徴収義務者の負担の軽減を考慮し、3か月に1回、3か月分をまとめて（年4回）、管轄の県税事務所へ申告し、納入するのが望ましいと考えられる。

(5) 制度の在り方の検討

東京都、大阪府、京都市及び金沢市の全ての自治体の事例において、条例の施行後5年ごとに制度の在り方の検討を行い、その結果に基づく必要な措置を講ずるものとしている。

<他自治体事例の制度の在り方についての検討規定>

自治体名	規 程
東京都	知事は、この条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第5項）
大阪府	知事は、この条例の施行後5年ごとに、第一条に規定する施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第7項）
京都市	市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。（附則第6項）
金沢市	市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第7項）

宮城県の他の法定外税や、「みやぎ発展税」や「みやぎ環境税」などの超過課税については、課税期間を5年間としていることから、本税にあっても課税期間を5年間とし、5年ごとに制度の在り方の検討を実施するのが望ましいと考えられる。

6 おわりに

観光を取り巻く状況は、めまぐるしく変化しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後25年で約50万人もの人口が減り、宮城県の人口は約180万人になると予測され、県内経済の縮小化が見込まれている。

こうした状況を開拓するための解決方法としては、伸び代が見込めるインバウンドと交流人口を拡大していくことが大変重要であり、経済や雇用への効果が期待される観光産業は、極めて重要な鍵を握っている。

本検討会議では、このような状況を踏まえながら、みやぎの観光が目指すべき姿や県が果たすべき役割、今後必要な観光振興施策等を整理しながら、財源検討の必要性から検討し、関係事業者からの意見聴取も行いながら幅広く丁寧な議論を進めてきており、様々な論点から多様な意見をいただいたところである。

これまでの議論の結果、宮城県における観光関連予算の約7割を占める東北観光復興対策交付金や復興関係基金は、今後、終了や減少が見込まれ、観光関連予算の規模が縮小されれば、これまで震災からの復興を後押ししてきた観光振興施策が立ちゆかなくなる恐れがあり、観光振興に与える影響が大きいと考えられることから、更なる観光振興施策に取り組むために、安定的かつ継続的な財源の確保が必要であるという結論に至った。

観光振興施策のための財源の確保策について、他の自治体の事例も参考にしながら検討を重ねたところ、一部には慎重な意見もあったものの、新たな財源確保の手段として、「宿泊」行為への課税が適当であり、法定外目的税の導入を提案するものである。

なお、宮城県においては、パブリックコメントで寄せられた県民からの御意見等について参考にするとともに、以下の点に十分に留意しながら、丁寧な検討をお願いするものである。

- 財源確保策の制度設計については、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きな影響があると考えられることから、慎重に検討するとともに、県民や納税義務者、事業者、市町村等からの理解が得られるよう十分な話し合いをしながら進めること。
- 財源の使途については、新たな行政需要に対応するため、県が果たすべき役割における必要性や優先順位、中長期的な計画等に基づき、必要な事業及び規模を見極めるとともに、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮すること。
- 本検討会議で検討した観光振興に関する課題や対応策、取組については、次期観光戦略プランの策定に当たり整合を図るとともに、さらに検討を深めること。
- 制度の導入後も、導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について検討の上、運用すること。

(参考) 検討会議について

(1) 開催状況

	開催日	議題
第1回	平成30年10月31日	◆会議について（会長選出、公開等） ◆宮城県の観光の現状 ◆宮城県の観光振興に向けた施策の方向性 ◆宮城県の財政状況
第2回	平成31年1月31日	◆宮城県の観光の現状（第1回会議でいただいた御意見等） ◆観光振興に向けて必要な施策に関する関係者からの意見聴取（自治体、観光・経済関係団体など）
第3回	平成31年3月22日	◆観光振興に向けて必要な施策に関する関係者からの意見聴取（ホテル・旅館・交通等事業者など）
第4回	令和元年7月17日	◆観光振興に向けて必要な施策に関する関係者からの意見聴取（沿岸部等の観光施設・宿泊事業者など）
第5回	令和元年9月2日	◆宮城県の観光振興施策の方向性を踏まえた取組イメージ
第6回	令和元年10月30日	◆宮城県の観光振興施策の事業規模等 ◆各種財源の比較検討
第7回	令和元年11月20日	◆財源確保の在り方の検討
第8回	令和元年11月29日	◆とりまとめ案の議論・とりまとめ
第9回	令和2年1月10日	◆パブリックコメントの結果について ◆答申案の議論・とりまとめ

(2) 検討委員について

委員氏名	所 属	備 考
後藤 隆博	仙台ホテル総支配人協議会 会長 (江陽グランドホテル 取締役社長兼総支配人)	
後藤 敏幸	一般社団法人日本旅行業協会東北支部 副支部長 (名鉄観光サービス株式会社 執行役員東北営業本部長)	
陳内 裕樹	グーグル合同会社 観光立国推進部長 (内閣官房：クールジャパン地域プロデューサー)	
関 美織	o f f i c e a y u m i t o i r o 代表	
武田 流星	東北学院大学教養学部言語文化学科	
田中 治	同志社大学法学部 教授	会長
橋本 潤子	橋本潤子公認会計士事務所 代表	
宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科 教授	副会長
柳井 雅也	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授	
山尾 直嗣	宮城県観光誘致協議会 会長 (水戸屋開発株式会社 代表取締役社長)	